

事務連絡  
令和3年9月6日

石油連盟  
石油化学工業協会  
一般社団法人セメント協会  
一般社団法人日本鉄鋼連盟  
日本内航海運組合総連合会 御中

国土交通省海事局内航課  
船員政策課

### 船員の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種への協力依頼

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、海事行政に対しご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、地方公共団体等において、予防接種法（昭和23年法律第63号）に基づき、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以下、「ワクチン接種」という。）が進められております。内航船に従事する船員についても、各海運事業者において可能な限りスケジュールの調整を行い、船舶の運航を継続しながら適切にワクチン接種を受けられるよう取り組んでいるところです。

しかしながら、船員は、長期連続乗船・連続休暇という勤務パターン（内航船員においては3ヶ月乗船・1ヶ月休暇等の勤務パターン）も多く、陸上での限られた休暇期間中に2回の接種を終えなければならないことや、予約状況等によっては接種が数ヶ月後でないといけないことがあります。また、船員は、住所地から離れた場所で乗下船を行うことや、気象や港の混雑状況等の影響により予定どおりの日時や港に着岸できないこともあること、特殊技能を求められることから交代の容易でない船員も多いことなど、一般住民や他の職業に比べ、ワクチンの予約や接種を円滑に行うことが難しい実態にあります。

本年夏以降、多くの船舶で実際に船員の感染者が発生し、船舶の運航停止が生じています。船員の新型コロナウイルス感染症への感染やクラスターの発生を防止するとともに、国民生活はもとより、貴連盟・協会・総連合会傘下事業者の経済活動への影響を回避・軽減するため、船員のワクチン接種を円滑化することが必要です。そのためには、運航スケジュールの調整等が必要な場合も想定されます。

つきましては、船員の勤務パターンや特殊な労働環境等に鑑み、船員のワクチン接種のために運航スケジュールの調整等が必要となり、取引先から相談があった場合は、各荷主企業・オペレーターにおいてもご理解いただくとともに、運航スケジュールの柔軟な調整等にご協力いただきますよう、貴連盟・協会・総連合会傘下事業者（荷主企業・オペレーター）に対するご周知の程、よろしくお願い申し上げます。